

## 平成22事務年度における相続税の調査の状況について

相続税について、平成 22 事務年度（平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの間）に実施した実地調査の状況をまとめましたのでお知らせします。

### 1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査については、平成 20 年中及び平成 21 年中に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにもかかわらず無申告となっていることが想定されるものなどに対して実施しました。

実地調査の件数は 13,668 件（前事務年度 13,863 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 11,276 件（前事務年度 11,748 件）で、非違割合は 82.5%（前事務年度 84.7%）となっています。

### 2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 3,994 億円（前事務年度 3,995 億円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,922 万円（前事務年度 2,882 万円）となっています。

### 3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 1,332 億円（前事務年度 1,319 億円）が最も多く、続いて土地 719 億円（前事務年度 631 億円）、有価証券 631 億円（前事務年度 809 億円）の順となっています。

### 4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 797 億円（前事務年度 856 億円）で、実地調査 1 件当たりでは 583 万円（前事務年度 618 万円）となっています。

### 5 重加算税の賦課件数等

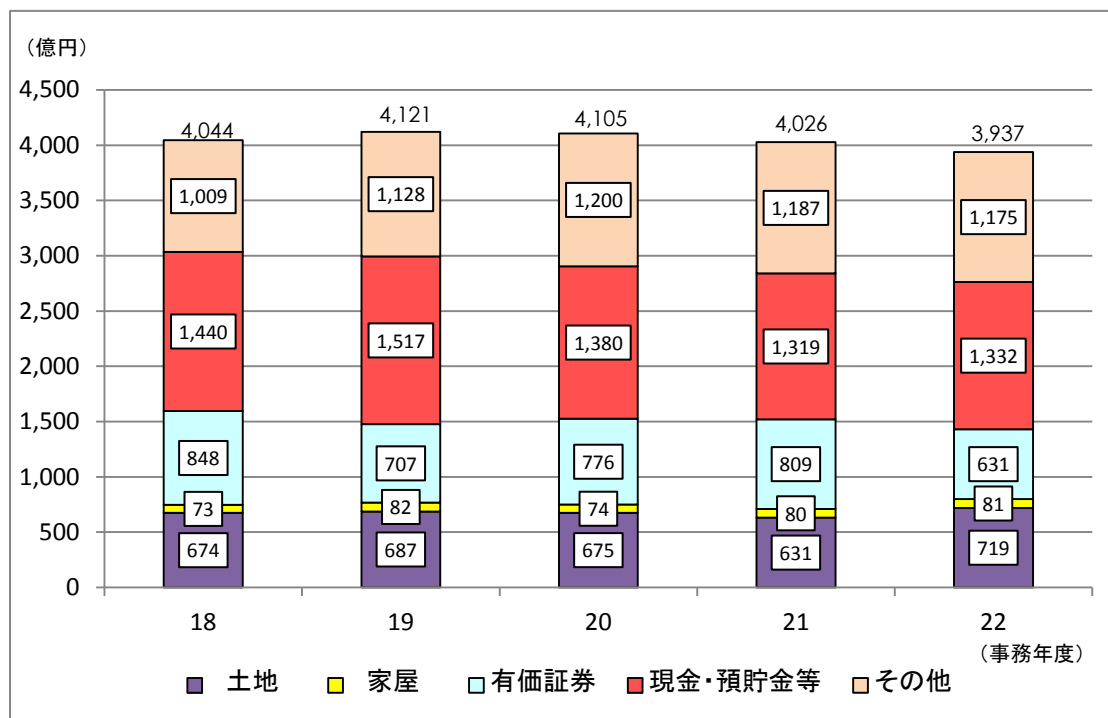
重加算税の賦課件数は 1,897 件（前事務年度 1,970 件）、賦課割合は 16.8%（前事務年度 16.8%）となっています。

## 相続税の調査事績

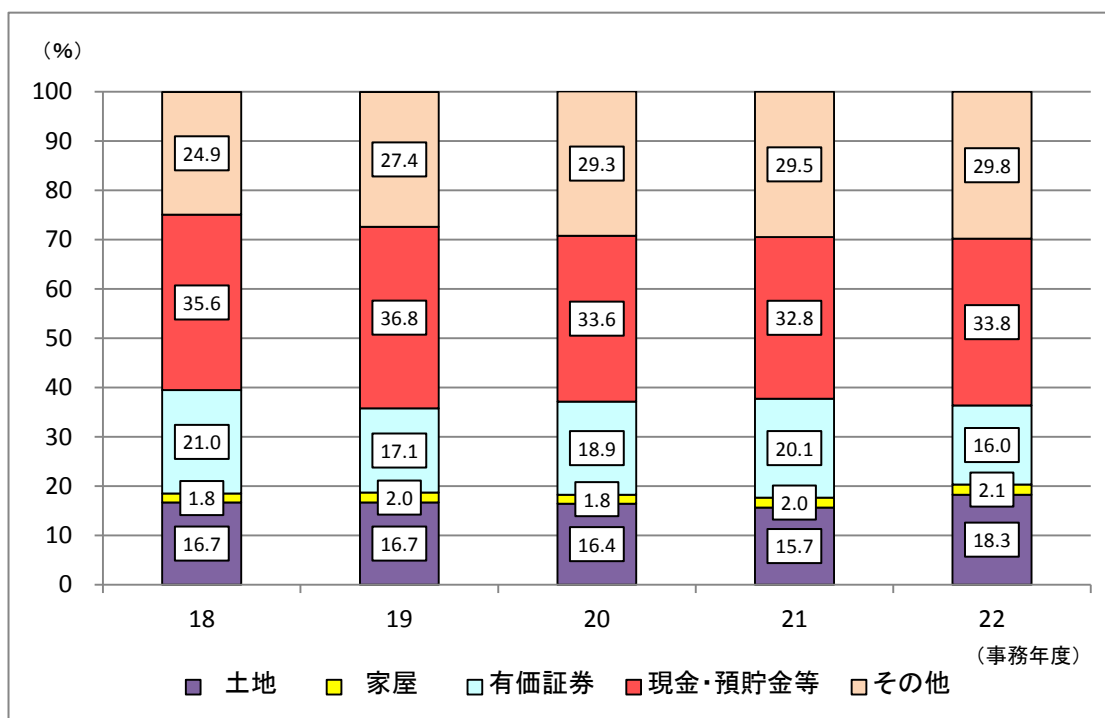
項目		事務年度		対前事務年度比	
		平成21事務年度	平成22事務年度		
①	実地調査件数	13,863 件	13,668 件	98.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	11,748 件	11,276 件	96.0 %	
③	非違割合 (②/①)	84.7 %	82.5 %	▲ 2.2 ポイント	
④	重加算税賦課件数	1,970 件	1,897 件	96.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.8 %	16.8 %	0.1 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格	3,995 億円	3,994 億円	100.0 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	698 億円	609 億円	87.2 %	
⑧	追徴税額	本税	732 億円	685 億円	93.6 %
⑨		加算税	124 億円	112 億円	90.3 %
⑩		合計	856 億円	797 億円	93.1 %
⑪	1 実 件 地 当 調 た 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,882 万円	2,922 万円	101.4 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	618 万円	583 万円	94.4 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。

### 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

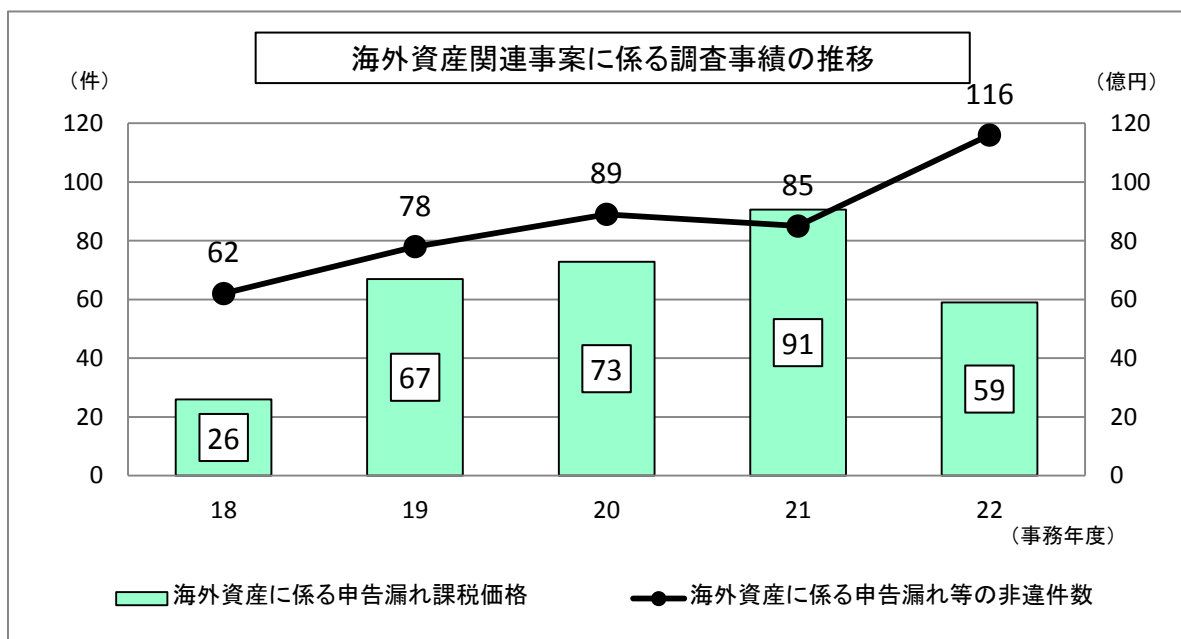


## 海外資産関連事案に係る調査事績

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、海外資産の把握に努めており、特に、資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案については、積極的に調査を実施しているほか、調査の過程において海外資産の取得が把握された場合にも、深度ある調査によりその解明に努めています。

項目	事務年度		対前事務年度比	
	平成21事務年度	平成22事務年度	平成21事務年度	平成22事務年度
① 実地調査件数	531 件	695 件	130.9 %	
② 海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	426 件	549 件	128.9 %	
	85 件	116 件	136.5 %	
③ 海外資産に係る 重加算税賦課件数	76 件	81 件	106.6 %	
	9 件	17 件	188.9 %	
④ 海外資産に係る 申告漏れ課税価格	319 億円	267 億円	83.7 %	
	91 億円	59 億円	64.6 %	
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	65 億円	45 億円	70.0 %	
	33 億円	18 億円	54.5 %	
⑥ 非違1件当たりの 申告漏れ課税価格(④/②)	7,477 万円	4,856 万円	65.0 %	
	10,661 万円	5,047 万円	47.3 %	

(注) 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数示す。



## 無申告事案に係る調査事績

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものですが、その存在の把握自体に困難な面もあることから、資料情報の更なる収集・活用など把握のための取組みを積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

項目		事務年度			
		平成21事務年度	平成22事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	626 件	1,050 件	167.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	528 件	795 件	150.6 %	
③	申告漏れ課税価格	757 億円	1,055 億円	139.5 %	
④	追徴税額	本税	41 億円	67 億円	163.1 %
⑤		加算税	8 億円	14 億円	174.5 %
⑥		合計	49 億円	81 億円	164.9 %
⑦	1 実 件 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (③/①)	12,088 万円	10,052 万円	83.2 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	788 万円	775 万円	98.3 %

